

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、平成22年9月30日以前に解散（合併による解散を除きます。以下同じ。）をした法人が残余財産分配等予納申告（地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下この記載の手引において「旧法」といいます。）第53条第5項又は同法第72条の30の規定による申告）若しくは清算確定申告（同法第53条第5項又は同法第72条の31の規定による申告）をする場合又はこれらに係る修正申告（同法第53条第27項若しくは同条第28項又は同法第72条の33の規定による申告）をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、解散の日の属する事業年度中における事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）（本県内に複数の事務所等がある場合はそのうちの主たる事務所等）所在地の県税事務所長に1通を提出してください。
- (3) 関係法令の改正により様式中の番号や引用している条項が異なることがありますので、その場合は改正後の内容に読み替えてください。

2 記載上の注意

- (1) 「※処理事項」欄は記載する必要はありません。
- (2) 金額の単位区分（けた）のある欄については、単位区分に従って正確に記載してください。また、記載すべき金額が赤字額になるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。
- (3) 各欄中、「000」とある欄については、その欄に記載する金額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて記載してください。また、「00」とある欄については、その欄に記載する金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて記載してください。

3 各欄の記載のしかた

※ 各欄の記載のしかた中 → とされている欄（箇所）については、該当する場合のみ記載します。

(1) 一般的事項

欄	記載のしかた
1「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。
2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記します。
3「所在地」	本店の所在地を記載します。 【2以上の都道府県に事務所等を有する法人】本県内に支店等のみを有する場合にあっては、本県内の主たる支店等の所在地も併記してください。
4「清算人自署押印」及び「経理責任者自署押印」	この申告書の作成時における法人の業務を主宰している者及び経理の責任者が自署し、押印します。 【2以上の都道府県に事務所等を有する法人】本県内に主たる事務所等がない場合には、記名押印で差し支えありません。
5「従前の事業種目」	事業の種類を具体的に記載します。（例 電気器具製造業） なお、2以上の事業を行う場合には、それぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。
6「資本金の額又は出資金の額」及び「資本金等の額」	残余財産の確定した日現在における資本金の額又は出資金の額、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額）をそれぞれの欄に記載します。 なお、「資本金の額又は出資金の額」のかつこ内には、同日現在における資本金の額又は出資金の額が解散の日における資本金の額又は出資金の額と異なる場合に、解散の日における当該金額を記載します。
7「道府県民税事業税の地方人特別税申告書」	空欄は、次のように記載します。 (1) 法人税の残余財産分配等予納申告書及び旧法第72条の30第1項の規定による申告の場合…「残余財産分配等予納」 (2) 法人税の清算確定申告書及び旧法第72条の31第1項の規定による申告の場合…「清算確定」 (3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合…「修正残余財産分配等予納」又は「修正清算確定」

(2) 法人県民税（法人税割・均等割）〔①欄～⑯欄〕

欄	記載のしかた
1「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	法人税の申告書（別表20(2)）の7欄の金額（100円未満の端数を切り捨てる前の金額）を記載します。 【2以上の都道府県に事務所等を有する法人】第10号様式の①欄へ記載してください。
2「法人税法第100条の規定による所得税額の控除額②」	法人税の申告書（別表20(2)）の29欄の金額のうちみなし配当の25%に相当する金額を控除した金額を記載します。 【2以上の都道府県に事務所等を有する法人】（第10号様式が改正され、該当する欄が削除されたため）第10号様式の④欄へ記載してください。
3「課税標準となる法人税額①+②③」	①欄+②欄の計算結果を記載します。 【2以上の都道府県に事務所等を有する法人】第10号様式の⑤欄の金額を記載します。
4「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額④」	【2以上の都道府県に事務所等を有する法人】第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」欄の本県分の金額を記載します。 ※ 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。
5「法人税割額（③又は④× $\frac{1}{100}$ ）⑤」	③欄の金額に税率を乗じて計算します。 【2以上の都道府県に事務所等を有する法人】④欄の金額に税率を乗じて計算します。 ※ 税率は4ページを参照してください。
6「利子割額の控除額（控除した金額②）⑥」	利子割額に関する計算（②欄から②⑤欄まで）のうち②欄の金額を移記します。
7「差引法人税割額⑤-⑥⑦」	⑤欄-⑥欄の計算結果を記載します。
8「既に納付の確定した法人税割額」	【清算中の各事業年度分】当該税額が法人税の清算事業年度予納申告に基づく申告の場合に当該税額の計算の基礎となった事業年度ごとにそれぞれ記載します。 【一部の分配又は引渡し分】当該税額が法人税の残余財産分配等予納申告に基づく申告の場合に当該分配又は引渡しの年月日ごとにそれぞれ記載します。 なお、修正申告又は更正若しくは決定分については、その修正申告又は更正若しくは決定の基礎となった申告分に含めて当該申告分の欄に記載します。
9「この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した法人税割額⑨」	この申告の前の修正申告書で「既還付請求利子割額が過大である場合の納付額」があった法人は、その修正申告書の⑩欄の金額を含めないで記載します。 また、この申告の前の更正において既還付請求利子割額が過大である場合の納付額があった法人についても同様に、「既還付請求利子割額が過大である場合の納付額」を含めないで記載します。
10「既還付請求利子割額が過大である場合の納付額②⑤⑩」	この申告書が清算確定申告に係る修正申告書であるときに、②⑤欄の金額を記載します。
11「この申告により納付すべき法人税割額⑦-⑧-⑨+⑩⑪」	⑦欄-⑧欄-⑨欄+⑩欄の計算結果を記載します。
12「均等割額」（⑫から⑮までの欄）	これらの欄は、法人税の清算確定申告書による申告及びその申告に係る修正申告の場合にのみ記載します。 ⑫欄の月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。 算定期間中に事務所等の新設又は廃止があった場合の月数の計算に当たっては、新設又は廃止の日を含めて計算します。 ※ 算定期間とは残余財産が確定した日を含む事業年度開始の日から当該残余財産が確定した日までの期間をいいます。 ※ 税率は4ページを参照してください。
13「この申告により納付すべき道府県民税額⑪+⑮⑯」	⑪欄+⑮欄の計算結果を記載します。 なお、⑪又は⑮欄に△印を付して記載した場合には、⑪又は⑮欄を零として計算します。

(3) 利子割額に関する計算〔⑳欄～㉓欄〕…本県内に主たる事務所等がない場合には、記載する必要はありません。

欄	記載のしかた
1「利子割額（控除されるべき額）㉑」	第9号の2様式の「計5」の③欄又は第9号の3様式の「合計④⑨」欄の金額を記載します。
2「控除した金額（⑤と㉑のうち少ない額）㉒」	㉑欄の金額と⑤欄の金額のうちいずれか少ない金額を記載します。（この金額を⑥欄へ移記します。） ※ ㉑及び㉒欄は、この申告の前の申告書のこれらの欄に記載された金額に異動がない場合であっても記載します。
3「控除することができなかった金額㉑-㉒㉓」	㉑欄-㉒欄の計算結果を記載します。 なお、この申告書が清算確定申告書である場合で、㉓欄を還付請求書に代わるものとして使用するときは、この金額を㉓欄に移記します。
4「既に還付を請求した利子割額㉔」及び「既還付請求利子割額が過大である場合の納付額㉔-㉓（⑩）㉕」	この申告書が清算確定申告に係る修正申告書であるときに記載します。 【㉔欄】…この修正申告の前の申告書の㉓欄の金額を記載します。 なお、この修正申告が更正後初めて提出するものであるときには、当該更正において法人税割額から控除することができなかった利子割額に相当する金額（これらの金額のうちまだ還付を受けていないものがある場合であっても、上記の金額を記載します。） 【㉕欄】…㉔欄-㉓欄の計算結果を記載します。（この金額を⑩欄へ移記します。）

(4) 法人事業税〔29欄～34欄〕

欄	記載のしかた
1「清算所得金額の総額 29」	次に掲げる場合に並び、それぞれに定める金額を記載します。 なお、これらの金額が100円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその全額が100円未満であるためその全額を切り捨てたときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる前の金額を記載してください。 (1) 残余財産分配等予納申告の場合…法人税の明細書(別表20(3))の8欄の金額 (2) 清算確定申告の場合…法人税の明細書(別表20(3))の39欄の金額
2「課税標準となる清算 所得金額 30」	この申告書の29欄の金額を記載します。 【2以上の都道府県に事務所等を有する法人】第10号様式の事業税の「分割課税標準額」欄のうち、本県分の金額を記載します。
3「事業税額30× $\frac{1}{100}$ 31」	30欄の金額に解散の日現在における事業税の税率を乗じて算定した金額を記載します。 ※ 税率は4ページを参照してください。
4「既に納付の確定した 所得割額」	【清算中の各事業年度分】当該税額が清算事業年度予納申告の場合に、当該税額の計算の基礎となった事業年度ごとにそれぞれ記載します。 【一部の分配又は引渡し分】当該税額が残余財産分配等予納申告の場合に、当該分配又は引渡しの年月日ごとにそれぞれ記載します。 なお、修正申告又は更正若しくは決定分については、その修正申告又は更正若しくは決定の基礎となった申告分に含めて当該申告分の欄に記載します。
5「この申告により納付 すべき事業税額31-32 -33 34」	31欄-32欄-33欄の計算結果を記載します。

(5) 地方法人特別税〔35欄～39欄〕

欄	記載のしかた
1「課税標準となる事業 税額 35」	標準税率が適用される法人については、「事業税額 31」欄の金額を、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「軽減税率不適用法人の金額 36」の「基準法人所得割額」欄の金額を記載してください。
2「地方法人特別税額(35 × $\frac{1}{100}$) 36」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて記載してください。 ※ 税率は4ページを参照してください。
3「既に納付の確定した 地方法人特別税額」	【清算中の各事業年度分】当該税額が清算事業年度予納申告の場合に、当該税額の計算の基礎となった事業年度ごとにそれぞれ記載します。 【一部の分配又は引渡し分】当該税額が残余財産分配等予納申告の場合に、当該分配又は引渡しの年月日ごとにそれぞれ記載します。 なお、修正申告又は更正若しくは決定分については、その修正申告又は更正若しくは決定の基礎となった申告分に含めて当該申告分の欄に記載します。
4「この申告により納付 すべき地方法人特別税 額36-37-38 39」	36欄-37欄-38欄の計算結果を記載します。

(6) その他

欄	記載のしかた
1「法第15条の4の 徴収猶予を受けようとする 税額 26」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする場合に記載します。 この場合に記載する金額は11欄、14欄及び19欄に記載した金額の合計額になります。
2「利子割還付額の均 等割への充当」	利子割額のうち法人税割額から控除することができなかった金額について、均等割に充当を希望する場合は「希望する」欄に、充当を希望しない場合は、「希望しない」欄にそれぞれチェックします。 なお、当該対象法人に未納に係る地方団体の徴収金がある場合、「希望しない」にチェックしても、当該徴収金に充当されます。
3「還付請求」の「予 納額 27」	法人税の予納申告に係る道府県民税の法人税割額並びに事業税額及び地方法人特別税額の清算中の予納額の還付を受けようとする場合において、還付請求書に代わるものとして記載することができます。 この場合において、還付請求額として記載する額は、11又は15欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と、14欄に記載した事業税額及び19欄に記載した地方法人特別税額との合計額と同額になります。
4「還付請求」の「利 子割額 28」	利子割額の還付を受けようとする場合において、還付請求書に代わるものとして記載することができます。 この場合において還付請求額として記載する額は、以下のとおりです。 (1) 利子割還付額の均等割への充当を「希望する」とした場合…均等割に充当される額を控除した後の額(29欄の額から15欄の額を控除した金額となります。)を記入します。 (2) 利子割還付額の均等割への充当を「希望しない」とした場合…28欄に記載した金額と同額になります。
5「還付を受けよう とする金融機関及び 支払方法」	口座振替の方法により還付金の還付を希望する場合には、店舗名(例 ○○銀行○○支店)及び口座番号などを記載します。

＜愛知県における法人県民税・事業税の税率＞

1 法人県民税

(1) 均等割

区分	税率 (年額)		備考
	平成 21. 3. 31 までに開始した事業年度	平成 21. 4. 1 から平成 31. 3. 31 までに開始した事業年度	
資本金等の額が 50 億円を超える法人	800,000 円	840,000 円	・平成 21 年 4 月 1 日から平成 31. 3. 31 までの間に開始した事業年度の税率については、「あいち森と緑づくり税」として従前の均等割額の 5 % 相当額が加算されています。 ・「資本金等の額」とは、法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額 (保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額) をいいます。
資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人	540,000 円	567,000 円	
資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人	130,000 円	136,500 円	
資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下の法人	50,000 円	52,500 円	
資本金等の額が 1,000 万円以下の法人	20,000 円	21,000 円	
上記以外の法人 (一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人等) 及び人格のない社団又は財団で代表者等の定めのあるもの	20,000 円	21,000 円	

(2) 法人税割

区分	税率 %
昭和 50. 9. 1 から昭和 56. 7. 31 までの間に解散した法人	6. 2
昭和 56. 8. 1 から平成 2. 8. 31 までの間に解散した法人	6. 0
平成 2. 9. 1 から平成 22. 9. 30 までの間に解散した法人	5. 8

2 法人事業税

区分	税率 %							
	昭和 52. 2. 1 から昭和 61. 1. 31 までの間に解散した法人	昭和 61. 2. 1 から平成 4. 1. 31 までの間に解散した法人	平成 4. 2. 1 から平成 7. 1. 31 までの間に解散した法人	平成 7. 2. 1 から平成 10. 1. 31 までの間に解散した法人	平成 10. 2. 1 から平成 10. 3. 31 までの間に解散した法人	平成 10. 4. 1 から平成 11. 3. 31 までの間に解散した法人	平成 11. 4. 1 から平成 20. 9. 30 までの間に解散した法人	平成 20. 10. 1 から平成 22. 9. 30 までの間に解散した法人
特別法人	8. 64	8. 56	8. 4	8. 32	8. 24	7. 725	6. 798	3. 798
特別法人以外の法人	12. 96	12. 84	12. 6	12. 48	12. 36	11. 33	9. 888	5. 588

※ 外形標準課税対象法人については、3. 116% (平成 20 年 9 月 30 日までに解散した法人は 7. 416%) となります。

3 地方法人特別税 (平成 20 年 10 月 1 日以後に解散した場合)

課税標準	区分	税率 %
基準法人所得割額	外形標準課税対象法人	148
	上記以外の法人	81